

旭川市社会福祉事業振興補助選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 旭川市社会福祉事業振興補助金の交付対象者を選定するため、旭川市社会福祉事業振興補助要綱第6条第1項に基づき、旭川市社会福祉事業振興補助選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 福祉保険部長
- (2) 福祉保険部福祉保険課長
- (3) 福祉保険部指導監査課長
- (4) 福祉保険部長寿社会課長
- (5) 福祉保険部障害福祉課長
- (6) 子育て支援部こども育成課長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉保険部福祉保険課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催する委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 旭川市社会福祉事業振興補助選考委員会設置要綱（平成21年10月8日施行）については廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。